

08年9月市議会質問(案)

08年9月8日(月)

5番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告に基づき順次質問します。

まず、後期高齢者医療制度についてです。

4月1日から実施された後期高齢者医療制度は、5ヶ月を経過しましたが、国民の怒りは静まるどころか、益々怒りと不満は広がっています。

国会や各地の広域連合には、制度の中止などの署名が600万筆を越えています。また制度の見直し・中止・撤回を求める決議・意見書が、全国634地方自治体から政府・国会に届けられています。県内では、日田市、国東市、竹田市などで、意見書を採択しています。まさに、全国35都道府県医師会も反対、慎重対応、見直しの態度表明をしています。

県内でも、7月5日には、後期高齢者医療怒りの県民集会が若草公園で開催され、医療関係者など600名が参加し、それぞれの立場から、廃止の訴えをおこないました。さる8月29日には、後期高齢者医療制度の容赦ない年金天引きなどで、大分県後期高齢者医療審査会に100名を越える不服審査請求がだされました。

さて、9月12から臨時国会が招集される予定でしたが、福田首相の突然の辞任表明により、延期されることになりましたが、先の通常国会で継続審議となっていた野党4党提案の後期高齢者医療制度廃止法案が審議されることとなります。日本共産党もこの法案の可決・成立に向け力を尽します。

さて、市議会での執行部答弁は、同制度については「円滑な導入と早期の定着に努める事が肝心」との答弁を繰り返しています。これは市民の世論にも背を向けるものではないでしょうか。

あらためて質問しますが、国民・県民世論の動向について、どのように認識されているでしょうか。民意を踏まえ、同制度の実施中止と廃止の立場を明確にし、政府に要求していくべきです、見解を求めます。

次に、介護保険制度について質問します。

「介護は社会全体で支える」といううたい文句で、実施された介護保険制度も9年目を迎えた。しかしこれまで、保険料の引き上げ、「介護予防」の名による介護の取り上げ、介護施設の居住費・食費を介護保険の適用外にする負担増、介護報酬の引き下げによる介護福祉分野の人材不足、社会的支援を必要とされているにもかかわらず、制度の網の目からこぼれ落ちていく「介護難民」が生まれ、社会問題となっています。

関係者からは「障害2級なのに介護度がおとされ、これまでのサービスが利用できなくなった」「自分は無年金で収入がないのに、同居家族の所得も含め保険料が決まるのは納得がいかない」「母親を特別養護老人ホームに申し込んでいるが何年までばいいのか」「認知症の親が入れる施設をつくってほしい」など、介護への切実な声がたくさん寄せられています。

こうしたなか、3年ごとの介護保険事業計画見直しの策定作業が開始されています。市民の生活実態を直視していただき、安心できる介護保険に改善することは急務な課題であります。

そこで質問ですが、1、国庫負担の引き上げと介護報酬の引き上げで、本来の目的である地域で介護を支えられる体制の再構築をおこなうこと。介護保険料の算定は、本人所得を基本にするよう改正すること。介護認定基準を実態に即したものに改正すること。介護療養型ベット全廃などの医療費適正化計画を撤回すること。などが必要と考えるが見解を求めます。

2、本市においては、介護保険料の減免制度を拡充するなど、自治体でできることは積極的におこなうべきです、以上2点について見解を求めます。

次に国民健康保険について質問します。

まず、資格証明書の発行中止についてです。

市民生活は、自公政治のすすめる「構造改革」路線による税制や社会保障の連続改悪などで、暮らしは年々大変になっています。また最近の原油・物価の高騰が拍車をかけています。そのうえ一昨年と今年の国保税の値上げは、暮らしを直撃しています。さらに不況、生活苦による滞納の増加は、被保険者証の未交付世帯を増加させ、国保世帯の受診を抑制し、命と健康に重大な影響を及ぼしています。

私のところには、「子どもが病気でも、保険証がなく、10割負担では病院につれていけない」「障害児をかかえており、保険証がないと不安」「分割納付するので、保険証をいただけないか」など、相談がたくさん寄せられています。保険証は、市民の命綱です。保険証1枚で、医療機関に受診できることは皆保険制度の根幹です。

6月1日現在の資格証明書発行世帯は、2、320世帯、その内受診が確認できたものは、4月13件、5月14件、6月20件と、1%にも満たない状況で、窓口10割負担では病気でも病院にいけない実態が浮き彫りになっています。また資格証明書発行世帯の内、279世帯(12・03%)には、乳幼児から高校生まで470人います。子どもたちへの健康への影響が危惧されます。一刻も放置できない状況です。

1、市民の命と健康保持のためにも、資格証明書の発行は中止し、国保世帯の受診権を保障すべきです。乳幼児から高校生のいる世帯、障害者、のいる世帯

には、ただちに資格証明書の発行はやめるべきです。見解を求めます。

次に、特定検診、特定保健指導についてです。

これまで、自治体がおこなってきた基本検診は廃止され、この4月より、40歳から74歳までの被保険者は、加入する保険者で責任をもって特定検診・保健指導をおこなうことになりました。同制度の是非は別問題として、市民の命と健康守るうえで、検診の拡充は、急務な課題です。

検診目標は5年後で65%とし、初年度は31%に設定しています。これまでの検診率でも平成18年度26・79%、平成19年度27・21%ですから、目標を達成するには、相当の努力が求められています。また現行の巡回方式や月1回土日の検診センターでの検診だけでは、到底不可能ではないでしょうか。仕事などで、検診会場に行けない方をフォローする体制の構築がどうしても必要です。

そこで提案ですが、1、巡回の時間帯を、仕事帰りでも検診を受けられるように見直すこと。2、指定医療機関（かかりつけ医）でも検診できるようにすることを検討すべきと考えますが、以上2点について見解を求めます。

次に、複合文化交流施設整備計画について質問します。

さる8月22日、大分駅周辺整備事業を考える会で、複合文化交流施設建設の概要について担当課より説明を受けました。地域の自治会長さんなど30名あまりが参加し、意見交換をいたしました。桜ヶ丘保育所は、地域の交流の拠点になっている。なぜ移転しなければならないのか、できるものなら残してほしい」「また金池校区の地区公民館はコンパルホールになっており、利用しにくい、せつかくの施設であり自治公民館機能をもたせた施設にしてほしい」「交通量やアクセスについてはどう考えているのか」などたくさんの要望・意見がだされました。

そこで質問しますが、1、大規模な施設建設は、周辺住民の日常生活への影響が懸念されます。周辺住民への施設建設計画並びに周辺環境の保全対策などについて、しっかりと説明をするべきだと考えますが、いつごろを予定しているのでしょうか。

2、地元住民の要望である、桜ヶ丘保育所の存続、施設設計では、自治公民館的機能を考慮したものにするべきです。以上2点について見解を求めます。

さて、9月からは、複合文化交流施設建設のパブリックコメントが実施されると聞いています。これまでのパブリックコメント意見応募状況(平成17年から20年3月)では、もっとも少ないので水質検査計画(案)について1件、もっとも多いので「ポイ捨て防止等に係る条例」制定の基本的考え方で128通となっています。

この複合文化交流施設計画は、公共部門の建設と20年間の維持管理費で約280億円が想定されていますし、民間部分も含めれば、多額の予算をとまなう計画であり、関係者を始め多くの市民の意見集約は必要不可欠です。3、意見集約のやり方をもっと工夫し、市民の意見・要望を集約する最大限の努力を尽くすべきだと考えます。そのために、意見集約期間を延長し、せめて事前に中学校単位での説明会などをおこなうべきではないでしょうか。見解を求めます。

最後に猪・猿被害の対策について質問します。

8月23日八幡地区での市政懇談会をおこないました。そのとき異口同音に要望のだされたのが、猪・猿の被害対策についてです。

その後8月31日に、要望のだされたお家など、被害実態の調査に入りました。被害は、トマト、キューリー、カボチャ、里芋、トウモロコシに及んでいます。また、まだ青い柿など食べられていました。あるミカン農家は、後10日もすれば、早稲ミカンが色づき始めると猪が背伸びしてとっていき、畑もつくりたいが、防護対策がとれないために放置している。これからは猿の被害が

心配だとお話されていました。また畑のミミズを補食するため、畑は掘り起こされ、ぐしゃぐしゃにされていました。

また猿が30匹ほど集団で出没し、恐怖を感じた。民家に入り、逃げ場を失った猿により障子がぼろホロにされている現場もみせていただきました。被害は一段と酷くなっていることを痛感させられました。抜本的・緊急的な対策が求められています。

そこで質問ですが、被害実態の現状と抜本的・緊急的対策、被害者への補償拡充についての見解を求め、初回の質問を終わります。